

令和6年度における 環境配慮契約法基本方針等の 検討方針・課題等について（案）

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和6年度及び中期の基本方針等検討
スケジュール（案）

令和5年12月22日

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和6年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

I. 電気の供給を受ける契約

令和6年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げに関する検討
- ② 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響の把握等
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

4. 専門委員会の設置

① 排出係数しきい値の引き下げに関する検討

令和4年度の専門委員会において**2030年度のエネルギーミックスと整合した排出係数しきい値の引き下げの方向性**について、以下のとおり考え方を整理

- **2030年度の排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）**を見据え、2031年度の契約に適用する排出係数しきい値を**0.31kg-CO₂/kWh程度**とすること
- **小売電気事業者の予見可能性に配慮**しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図る**こと
- 令和5年度契約からの排出係数しきい値を**0.600kg-CO₂/kWh**に設定
- **適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）**で見直すこと

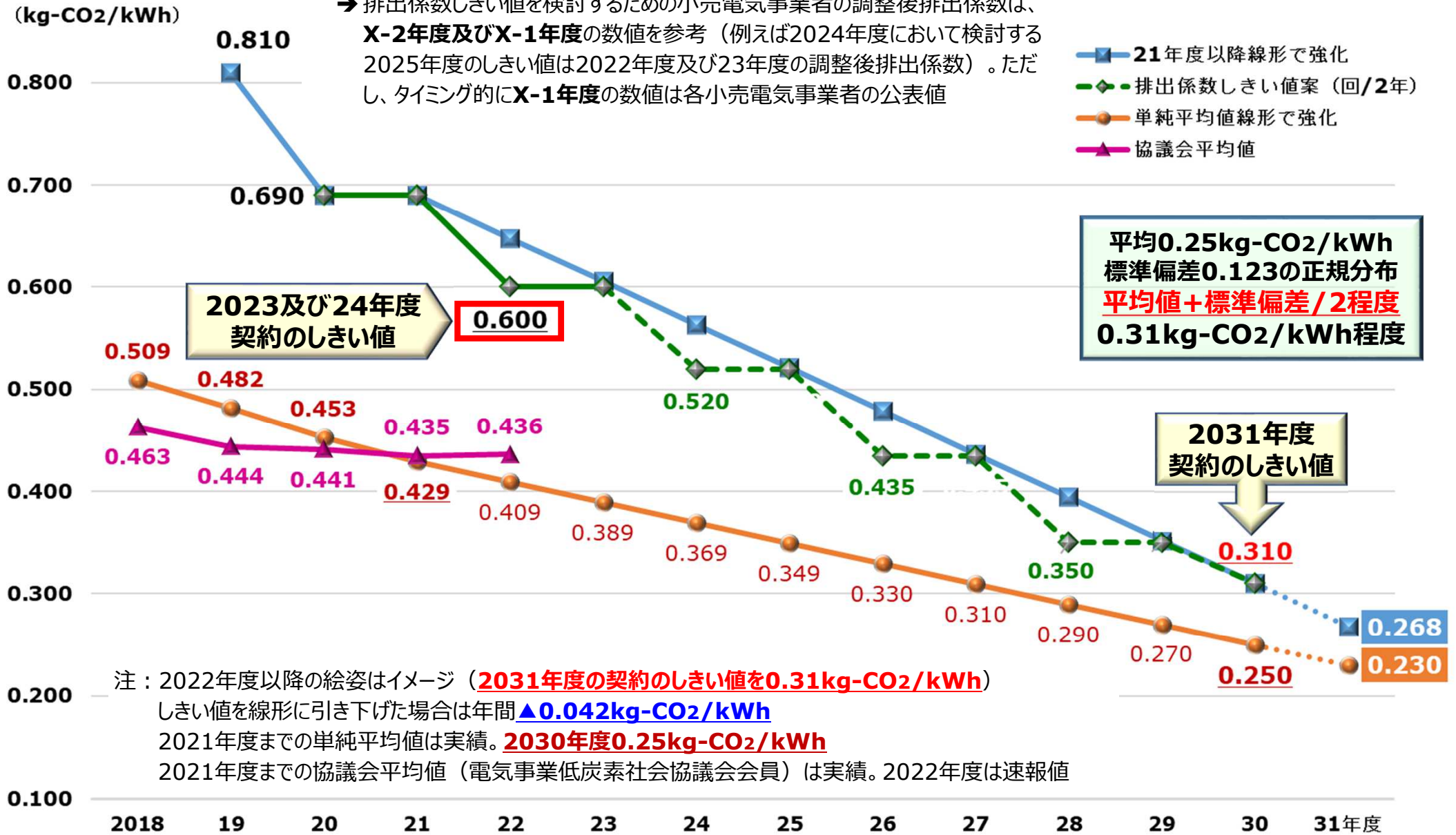


本年度の検討において**令和6年度の契約に適用する排出係数しきい値は据え置く**こととされたが、**令和6年度の電力専門委員会**において、以下の内容について検討・分析の上、これまで議論してきた**排出係数しきい値の引き下げの方向性**に基づき、**排出係数しきい値の引き下げ**について検討

- ✓ 地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画（エネルギー需給の見通し）等の関連施策・計画との整合及びその進捗状況
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数・電源構成の推移、参入状況
- ✓ 国及び独立行政法人等における調達実績（供給区域別排出係数、再エネを含む）等

【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

- X年度においてX+1年度からの契約に使用する排出係数しきい値を決定
 - 排出係数しきい値を検討するための小売電気事業者の調整後排出係数は、**X-2年度及びX-1年度**の数値を参考（例えば2024年度において検討する2025年度のしきい値は2022年度及び23年度の調整後排出係数）。ただし、タイミング的に**X-1年度**の数値は各小売電気事業者の公表値



平均0.25kg-CO₂/kWh
標準偏差0.123の正規分布
平均値+標準偏差/2程度
0.31kg-CO₂/kWh程度

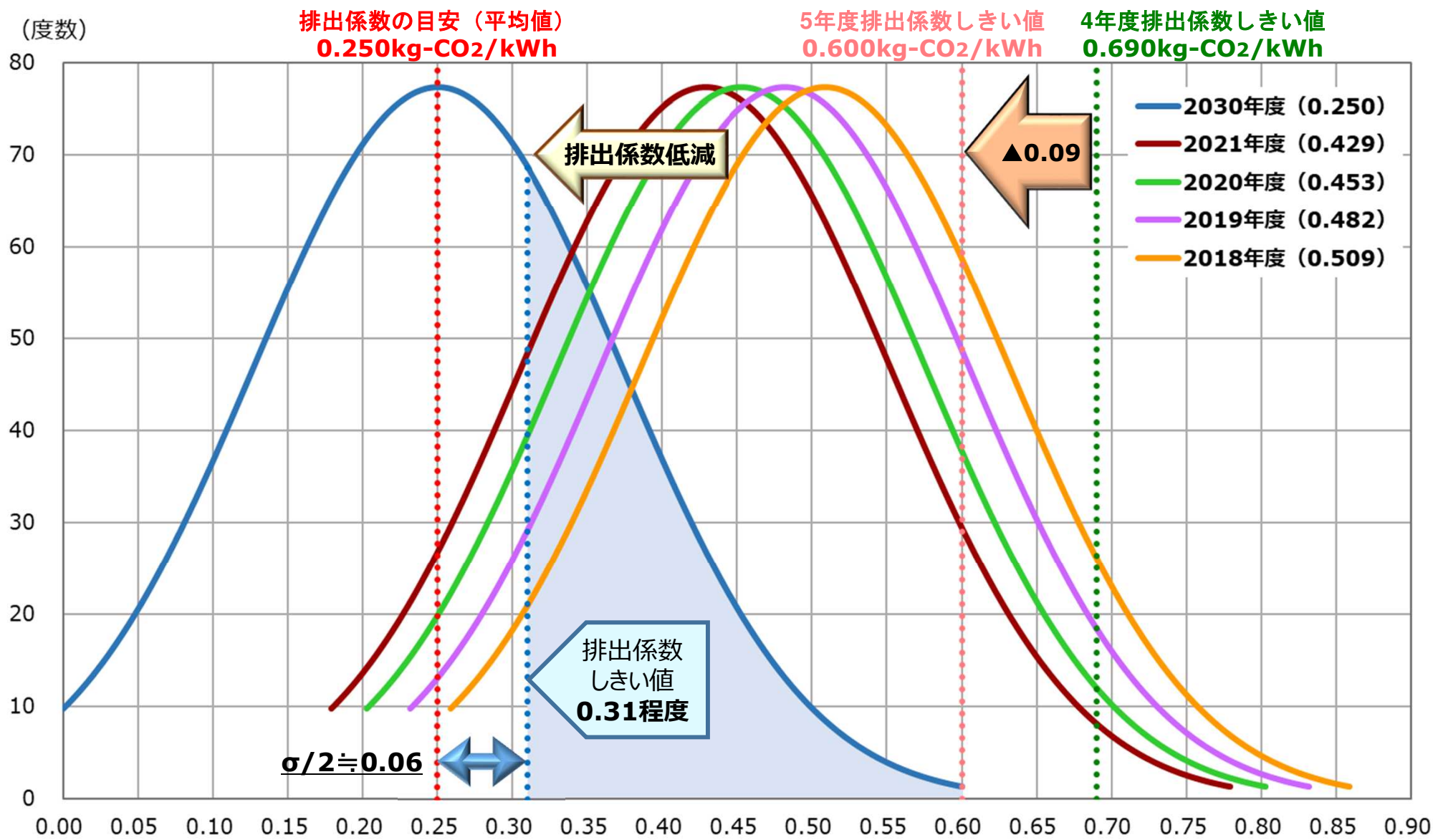
注：2022年度以降の絵姿はイメージ（**2031年度の契約のしきい値を0.31kg-CO₂/kWh**）
しきい値を線形に引き下げた場合は年間▲0.042kg-CO₂/kWh
2021年度までの単純平均値は実績。**2030年度0.25kg-CO₂/kWh**
2021年度までの協議会平均値（電気事業低炭素社会協議会会員）は実績。2022年度は速報値

2024年度に25年度
契約のしきい値を決定

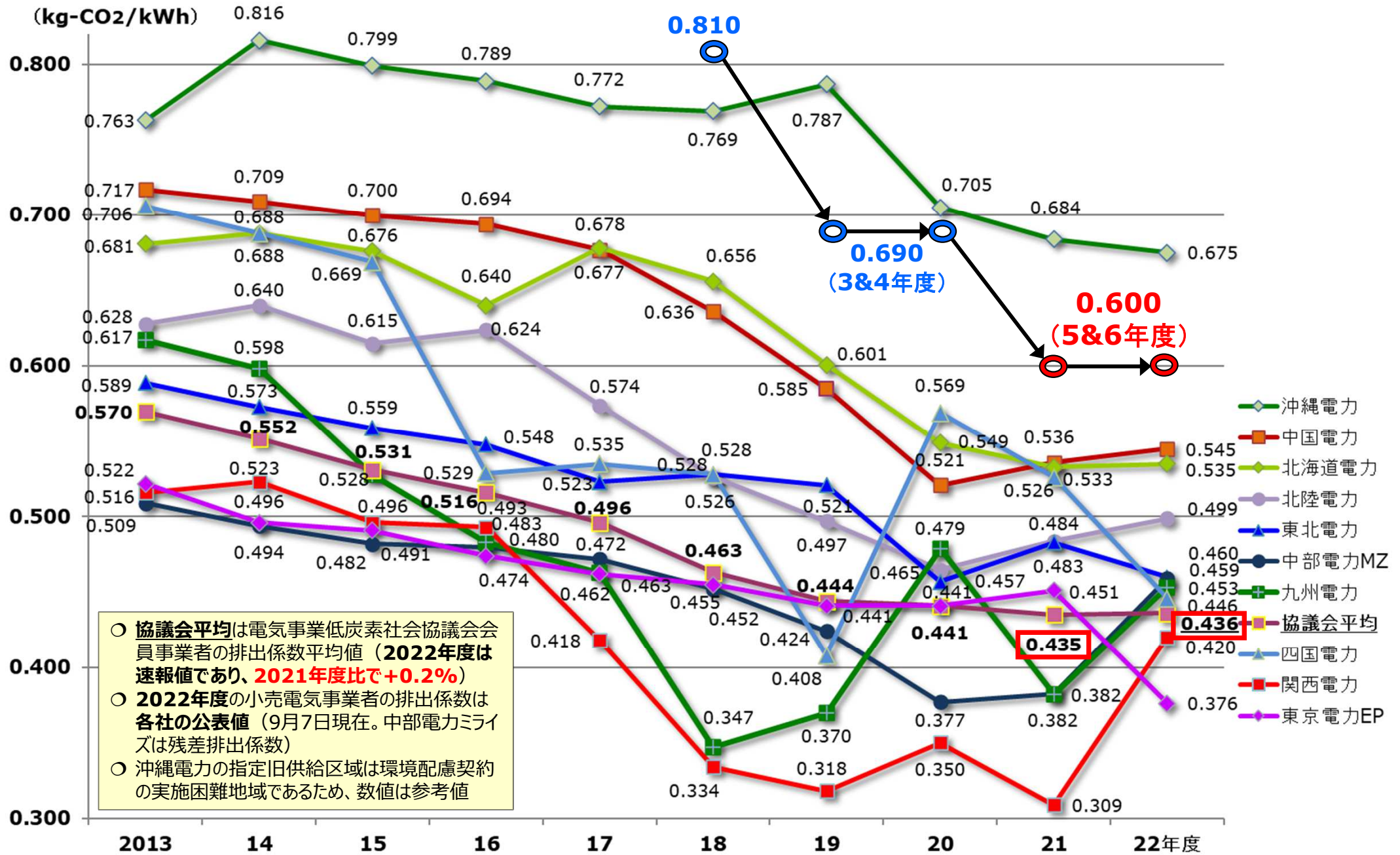
2030年度に31年度
契約のしきい値を**0.31**

【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均 ($\sigma=0.123$)、最頻値の平均 (78) から2030年度の排出係数しきい値を「平均値+標準偏差/2程度」として設定 (約31%除外)



【参考】みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移



【参考】令和5年度における供給区域別裾切り配点例

- 供給区域別の排出係数の配点（**100点満点中70点**）は下表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の**20点**、未利用エネ活用状況で満点の**10点**を獲得した場合、**入札参加資格（70点以上）**を得るためには、**排出係数で最低40点**が必要
 - ▶ 東京電力PG等の一般送配電事業者の6供給区域（赤枠）において40点を獲得するために満たすべき排出係数は**0.525kg-CO₂/kWh未満**

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	65	65	65	65	65	70	70	65
0.400 以上 0.425 未満	70	60	60	60	60	60	70	70	60
0.425 以上 0.450 未満	65	55	55	55	55	55	70	65	55
0.450 以上 0.475 未満	60	50	50	50	50	50	65	60	50
0.475 以上 0.500 未満	55	45	45	45	45	45	60	55	45
0.500 以上 0.525 未満	50	40	40	40	40	40	55	50	40
0.525 以上 0.550 未満	45	35	35	35	35	35	50	45	35
0.550 以上 0.575 未満	40	30	30	30	30	30	45	40	30
0.575 以上 0.600 未満	35	25	25	25	25	25	40	35	25
0.600 以上 令和5・6年度 しきい値	0								

令和6年度の契約の供給区域別裾切り配点例は**最新の排出係数の公表後に作成**

② 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
 - 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表
 - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
 - 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
 - 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップが重要



引き続き、環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ及び優良事例・先行事例等の把握及び普及等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の公表の継続実施（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 具体的な対応として令和5年度分実績調査（6年度報告）より「実施時期を検討中」とする回答は具体的な実施時期の明示を求め、更にフォローアップにより実施の有無を確認
- ✓ 「長期契約中」とする回答について長期契約終了後の環境配慮契約の実施可否の確認
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する情報提供及び状況に関する聴取方法の検討

I. 電気の供給を受ける契約

令和6年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げに関する検討
- ② 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響の把握等
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

4. 専門委員会の設置

① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討

国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書等に明記することを基本方針に定め、2030年度まで計画的・継続的に引き上げ
 - 調達する再エネ電力は電源が特定されていることを必須とし、再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
 - ➔ 調達電力の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力（3万kW以上）含む）
 - ➔ 再エネ導入状況の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力除く）
- ※ 関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し



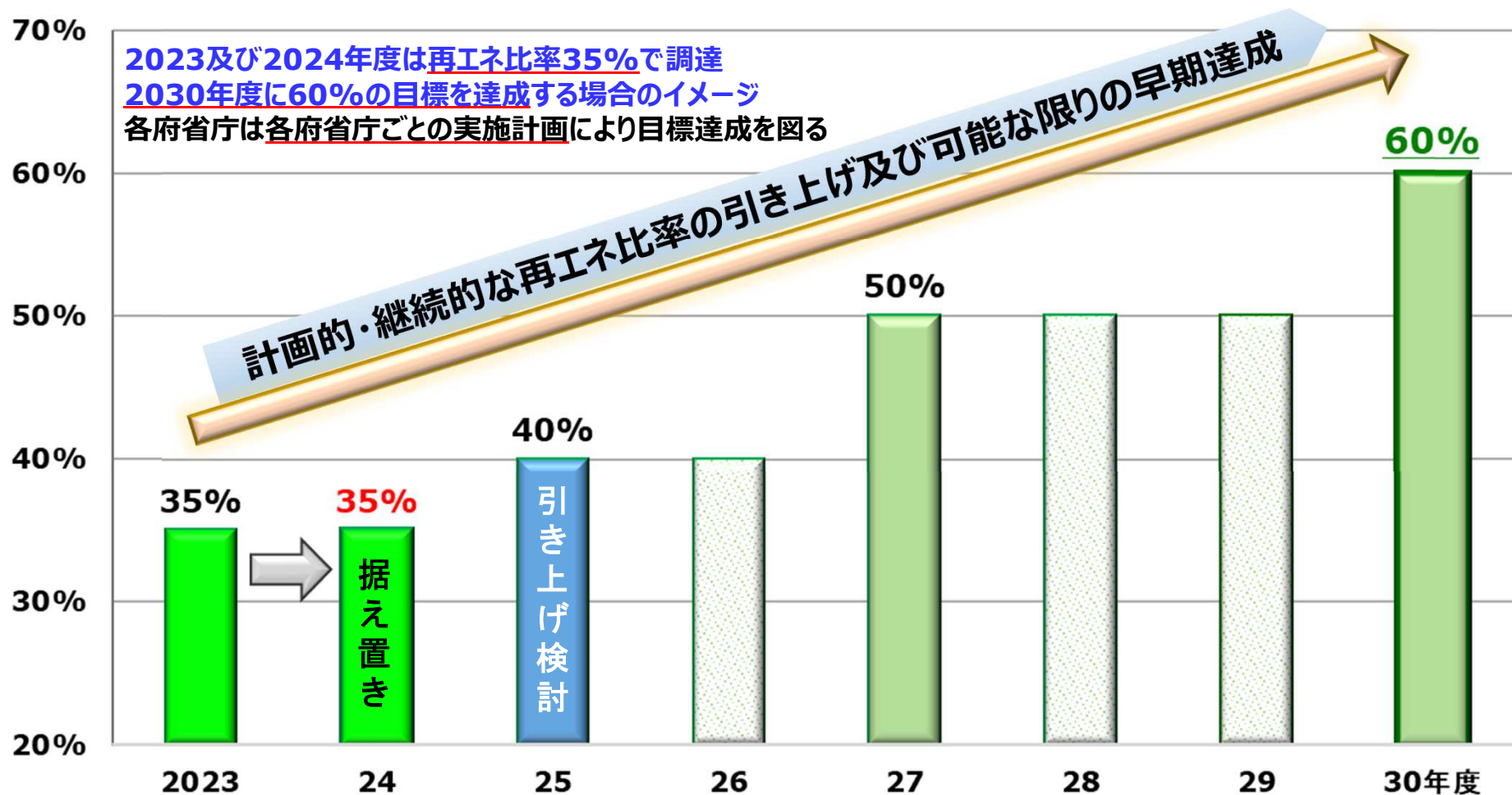
本年度の検討において最低限の再エネ比率を35%に据え置くこととされたが、令和6年度の電力専門委員会において、以下の内容について検討の上、2030年度再エネ比率60%以上を目指し、調達電力の再エネ比率の引き上げについて議論

- ✓ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の調達実績（令和5年度実績より詳細を把握）
 - 調達電力の再エネ比率、可能であれば再エネ電源の内訳、今後の対応など調査内容を検討
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の再エネ電力の供給状況、再エネ発電電力量、非化石証書の取引状況等
- ✓ なお、関連制度・計画等における「再エネの定義」の整理の進捗状況は引き続き注視

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - 令和6（2024）年度の調達電力の最低限の再エネ比率は35%に据え置き
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施（2年に1回程度を想定）
 - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、適切な再エネ比率を提示

（再エネ比率）



② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
 - 再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供が重要
 - 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな形等の使いやすい形式で提供することが重要
- 再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
 - 再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、小売電気事業者に対するアンケート調査結果を踏まえ検討が必要



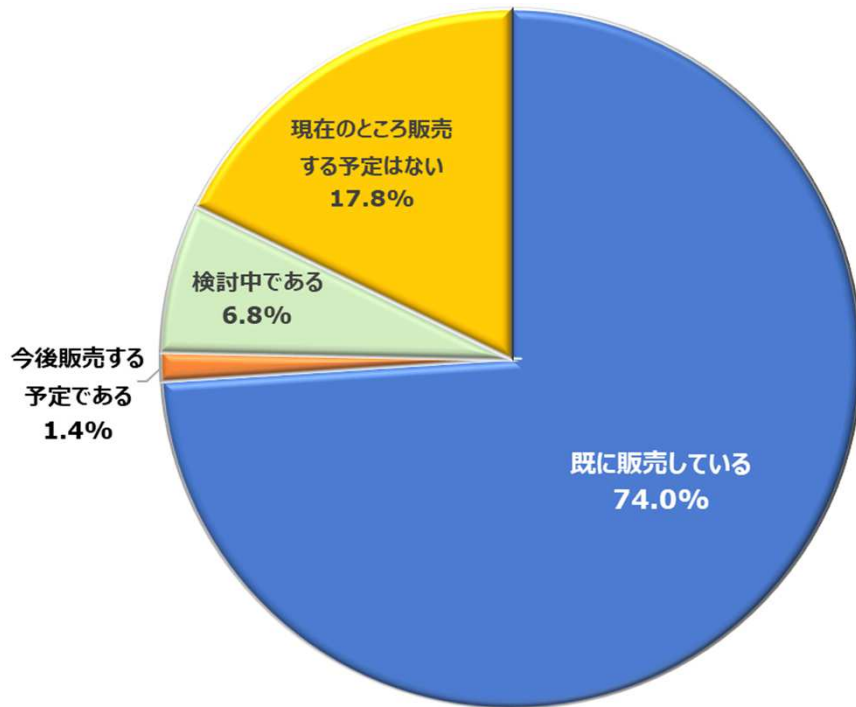
小売電気事業者が販売する再エネ電力メニュー及び調達者向けの契約関連情報の提供等を環境省HPにおいて実施

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な情報内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、再エネ電源等の概要に加え、販売事業者の再エネ電力メニューに係る詳細URLを提供
 - 11～12月に実施した小売電気事業者に対するアンケート調査の内容の整理
- ✓ 調達者向けの契約関連情報（仕様書等）の事例収集・整理、ひな形の作成・提供
 - 環境配慮契約未実施機関への対応と連携を図りつつ、適切かつ実効性のある方策を検討
- ✓ 再エネ電源の導入拡大に資する**PPAモデルの活用**についても積極的な検討を推奨

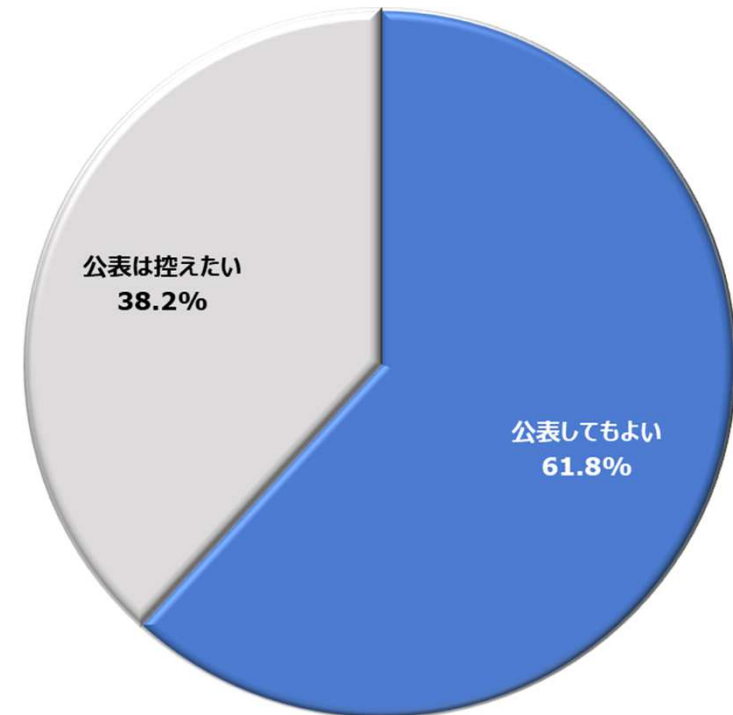
【参考】令和5年度の再エネ電力メニューに関するアンケート調査

- 「再エネ電力メニュー（電源が特定できるものに限る）」の販売状況
 - 「既に販売している」が**74.0%**
 - 「今後販売する予定である」が**1.4%**
 - 「検討中である」が**6.8%**
 - 「現在のところ販売する予定はない」が**17.8%**

- 左記の設問で「再エネ電力メニューを既に販売している又は今後販売する予定である場合」の内容の公表の可否
 - 「公表してもよい」が**61.8%**
 - 「公表は控えたい」が**38.2%**



再エネ電力メニューの販売状況
(電源が特定できるもの)



再エネ電力メニューの内容の公表の可否

I. 電気の供給を受ける契約

令和6年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げに関する検討
- ② 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響の把握等
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

4. 専門委員会の設置

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方は以下のとおり

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ➔ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ➔ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的な検討及び適切な時期のとりまとめに向けて、以下の調査等を実施

- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
- ✓ 地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）における脱炭素に向けた取組、環境配慮契約の実施意向等
- ✓ 沖縄電力供給区域への参入小売電気事業者に対する排出係数低減の取組、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の調査
- ✓ 地域の再エネ創出に向けた小売電気事業者の取組の実施状況（販売電力量、再エネ電源など）等

② 昨今の電力事情等による影響等の把握及び対応策の検討等

昨今のエネルギー情勢の変化、大手電力会社のカルテルの問題等に伴う電気の供給を受ける契約への影響の把握及び必要に応じた対応策等の検討

- 昨年来の国際的なエネルギー情勢の変化により、国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約における影響等の把握が必要であること
 - 国及び独立行政法人等における調達実績への影響等の把握※及び分析
 - ※ 契約期間内の小売電気事業者の変更状況、最終保障供給契約への移行状況、調達電力の再エネ電力比率の設定状況、環境配慮契約未実施機関における未実施理由等



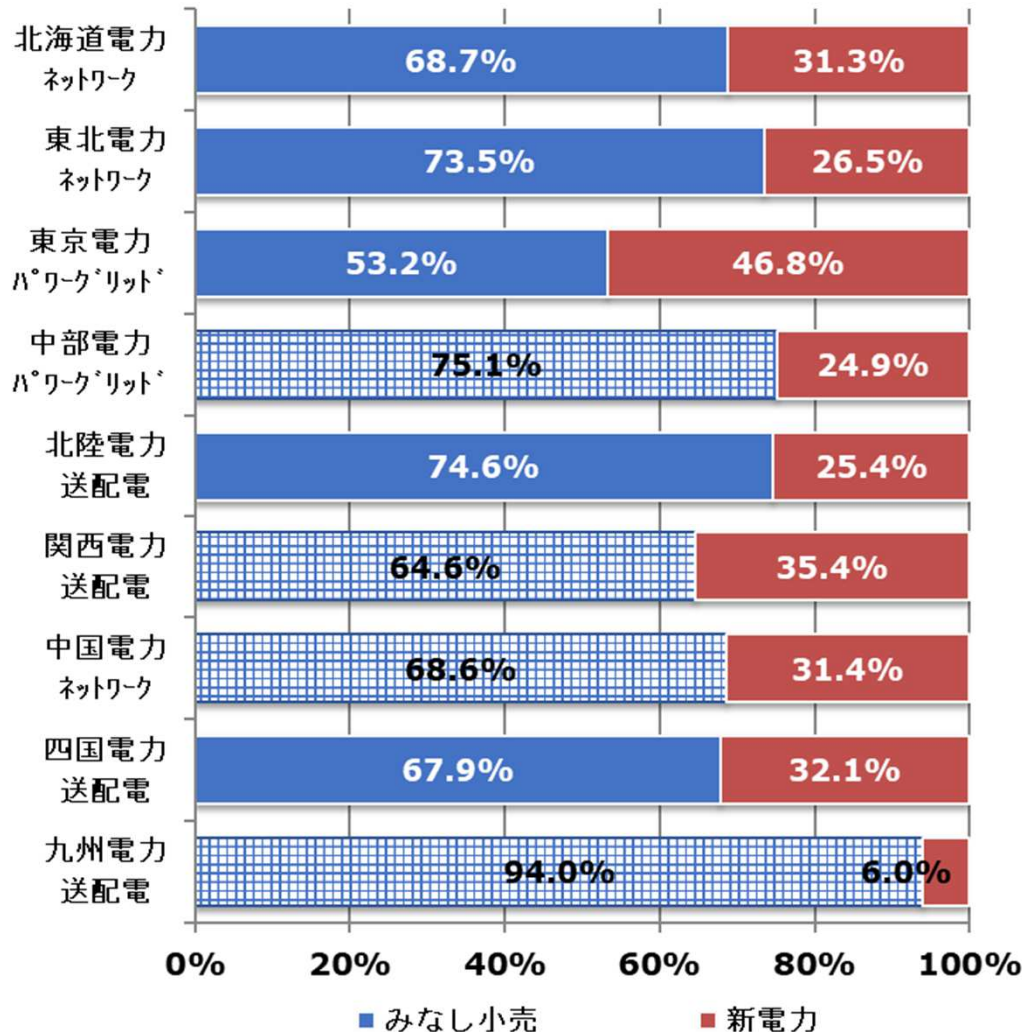
「1.①排出係数しきい値の引き下げに関する検討」及び「2.①調達電力の再エネ電力比率の引き上げに関する検討」等に当たって、昨今の電力事情による環境配慮契約への影響等を把握するとともに、必要に応じ適切な対応策等を検討

また、大手電力会社のカルテル問題、顧客情報の漏えい問題等に伴う**指名停止措置に係る影響**の把握

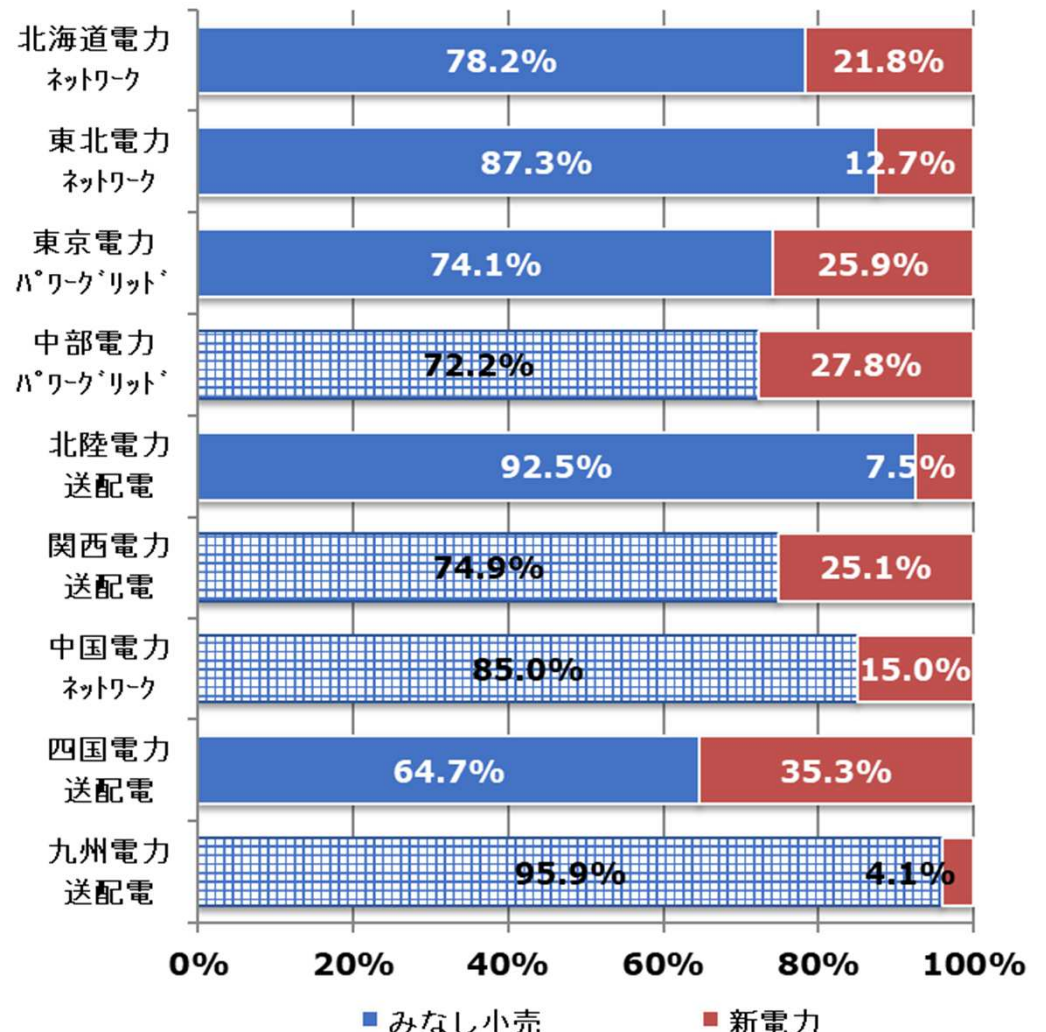
- ✓ 指名停止措置の影響は令和5年度に実施される契約において発現することから、指名停止の対象である旧一般電気事業者の供給区域（中部電力、関西電力、中国電力及び九州電力）を中心に影響を把握
 - 環境配慮契約締結実績調査における指名停止措置の影響等について調査を実施

【参考】供給区域別のみなし小売電気事業者・新電力の供給状況

- 中部電力、関西電力、中国電力及び九州電力が指名停止措置
- 令和4年度におけるこれら4つの旧一般電気事業者を含む契約件数、予定使用電力量は以下のとおり



供給区域別の契約件数（格子が指名停止）



供給区域別の予定使用電力量（格子が指名停止）

注：みなし小売電気事業者には最終保障供給の一般送配電事業者を含む

③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を優先しつつ、総合評価落札方式を含めた検討が必要であること
 - 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を優先することとしているが、電気の供給を受ける契約に係る選択肢を拡大する等の観点から、総合評価落札方式の導入条件等に関する検討
 - 導入条件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について、契約方式、評価項目・基準等の検討

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における総合評価落札方式による調達事例調査の実施
 - 総合評価落札方式における契約方式、評価項目・基準、配点等の収集・整理等

I. 電気の供給を受ける契約

令和6年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げに関する検討
- ② 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響の把握等
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

4. 専門委員会の設置

電力専門委員会の設置について

前述のとおり、令和6年度における電気の供給を受ける契約については、以下の課題等について有識者による対応策等の検討が必要

- 排出係数しきい値の引き下げに関する検討及び引き下げる場合の適切な排出係数しきい値の検討
- 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討及び引き上げる場合の適切な再エネ電力比率の検討
- 再エネ電力の普及促進に資する小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表方法（登録内容等）の検討
- その他効果的な環境配慮契約の運用に向けた対応策の検討



令和6年度においても電力専門委員会を設置することとし、引き続き上記の課題等に関する検討を実施することとしてはどうか

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. **建築物に係る契約**
- III. その他の環境配慮契約
- IV. 令和6年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

Ⅱ. 建築物に係る契約

令和6年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討及び実施
- ② ベンチマーク指標の算定及び公表に向けた検討
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

- ① 省エネ・脱炭素化に向けた契約類型間の連携に関する検討
- ② データ計測・分析等の他の契約類型への活用

3. 学識経験者等による検討

① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

建築物の維持管理に係る契約の更なる環境配慮契約の実施率の向上に資する情報提供について

- 契約締結実績調査における実施事例の収集、発注者ニーズの把握とともに、環境配慮契約の未実施理由の整理が必要
- 複数年契約（特に独立行政法人等）、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式に係る情報提供等の普及促進策が重要



環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策【1/2】

環境配慮契約の更なる実施率の向上のため、以下の普及促進策を検討・実施

- ✓ 契約締結実績調査を踏まえた環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査
- ✓ 環境配慮契約の未実施理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供

環境配慮契約の未実施理由としてあげられる「温室効果ガス等の排出削減の工夫の余地がない」等について、発注者自らが“工夫の余地の有無”を確認するためのチェック用フロー図やチェック・リストを作成・提供

→ 建築物の維持管理に加え、建築物の設計及び建築物の改修についても作成を検討

① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策【2/2】

建築物の維持管理に係る契約に関する**発注者向けの有効な事例の収集・整理**及び**環境配慮契約の実施率の向上に資する情報**について検討の上、**提供を開始**

✓ 環境配慮契約の**先進事例**、取組の**ベストプラクティス**等に関する情報提供

施設規模、業務内容、契約方式等に対応した具体的な**入札参加資格**、**評価項目・評価内容等**の検討及び例示

✓ 契約方式（最低価格落札方式、総合評価落札方式、随意契約等）に応じた**入札参加要件の考え方**、総合評価落札方式における**評価項目・評価内容等を整理**

✓ 発注者向けの**契約関連書類（仕様書等）**の事例収集・整理、**ひな形***の作成・提供
※ 例えば契約方式や契約内容に対応したひな形を作成・提供（**アウトカム型**も検討）

維持管理の運用改善に資する**複数年契約方式**、**複数施設の一括発注**等の実施について当該施設のエネルギー使用実態や建物の特性を踏まえ検討することを推奨

✓ 複数年契約は運用実績を踏まえた継続的改善効果の発揮等に寄与

※ **独立行政法人等の更なる普及促進**、**国の機関の複数年契約の実施可能性の検討**

✓ 複数施設の一括発注は発注規模の拡大による事業者の参入インセンティブの向上、同種業務をまとめることによる費用対効果の向上、エネルギー管理のIT化の促進等に寄与

環境配慮契約の**先行・優良事例**の収集及び**Web**等を活用した積極的な**情報提供**

② ベンチマーク指標の算定及び公表に向けた検討

ベンチマーク指標の算定及び公表について

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量に関するベンチマーク指標の算定及び公表の継続的な実施による情報の蓄積・精緻化
 - ➔ 一定の期間が必要になるものの、蓄積されたデータの分析等による更なる活用が期待
- 各施設や組織の“立ち位置（エネルギー消費レベルやCO₂排出レベル）”の把握、ベンチマークとの比較による排出削減等に向けた取組の促進
 - ➔ 各施設・組織において、より一層高いレベルを目指すための目安となるもの
 - ➔ 併せて、地方公共団体や民間等に対する情報提供による普及啓発



ベンチマーク指標の算定・公表の進め方

環境配慮契約締結実績調査結果からエネルギー消費量又は温室効果ガスのベンチマークとなる原単位（面積当たり、入居者当たり等）の算定及び公表

- ✓ 令和5年度実績調査（令和6年度から公表予定）から導入を図るため、原単位作成に向けて以下の内容について早期に検討
 - 当面算定する指標の種類、収集情報の内容及び活用方法・留意点
 - ベンチマークの算定に当たってのスクリーニング方法、設定するレンジの考え方
- ✓ 算定したベンチマーク指標について、必要に応じ学識経験者等による検討・確認等

ベンチマーク指標の算定・公表年間スケジュール（案）

令和6年度以降のベンチマーク指標の算定・公表スケジュール（案）

令和X年度	X年 4月	5	6	7	8	9	10	11	12	X+1年 1月	2	3
基本方針検討会 ^{注3}				★			★		★			
契約締結実績調査 ^{注1}	前年度実績調査						報告・確認					
実績集計・分析 ^{注2}												
ベンチマーク算定 ^{注2}												
公表及び周知 ^{注4}								● 公表	周知			
施設等における取組 ^{注5}										ベンチマークの活用・取組推進		

注1：環境配慮契約締結実績調査は4～6月に実施。環境省から各府省庁にとりまとめ依頼（各府省庁が地方支分部局、所管の独立行政法人等の実績をとりまとめ環境省に報告）

注2：契約締結実績調査結果を集計・分析。管理レベル別・地域別・建物用途別にとりまとめベンチマーク指標を算定

令和6年度においては必要に応じ、事前に学識経験者等による検討・確認等の実施も検討

注3：環境配慮契約法基本方針検討会は年度内3回開催予定。第2回検討会においてベンチマークの算定内容等を報告・確認

注4：基本方針検討会において確認されたベンチマーク指標を公表・周知（関係省庁等連絡会議の活用も検討）

注5：各施設・組織等において自らの数値とベンチマークとの比較により目標レベルを設定する等に活用するとともに、省エネルギーやGHG排出削減への取組を推進

【参考】ベンチマーク指標の算定に向けた収集情報の例

○ 施設の基本情報 【施設ごとに把握】

- 所在地（都道府県・市区町村）、管理官署・法人（民間施設等への入居有無）
- 施設用途、建物数、延べ床面積、管理形態、入居人員数等
- エネルギー管理レベル
- 建物構造、建物階数、建物建築年月、建物改修年月

○ エネルギー使用量等 【施設ごとに把握】

- エネルギー関連（受電電圧・方式、省エネ法の対象有無）
- エネルギー使用量（エネルギー種類別に把握）
 - 電気、ガス（都市ガス・LPガス等）、油（重油・軽油・灯油等）、熱、再エネ 等

活動量の入力によりエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を算定

○ 契約に関する情報 【契約ごとに把握】

- 契約対象業務（電気設備、機械設備、搬送設備（エレベータ等）、その他）
- 契約期間（単年/複数年）
- 契約方式（最低価格、総合評価、プロポーザル、随意契約、その他等）
 - 総合評価落札方式の評価項目、特別な契約の場合の内容 等
- 環境配慮契約の具体的な取組・対策（未実施の場合は理由）、仕様例 等

③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供について

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策のためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等の選択が重要
- 実施すべき具体的な対策等を示すことにより、維持管理に係る環境配慮契約の実施率の向上にも資することが期待される



省エネ・脱炭素化対策等に係る情報提供の進め方【1/2】

維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率の向上にも資するよう、**発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報内容を検討の上、提供を開始**

- ✓ 環境配慮契約締結実績調査において把握する具体的な運用段階における用途別の取組事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開（建物用途によるエネルギー消費特性を踏まえた有効な対策等）
- ✓ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討と併せて実施
- ✓ 情報提供に当たっては、特に先進事例・優良事例、省エネ効果の高い取組・対策等の収集・整理を優先
- ✓ 情報提供ツールとしてWeb等の活用策の検討

③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

省エネ・脱炭素化対策等に係る情報提供の進め方【2/2】

省エネ・脱炭素化対策等のメニューとしては、**運用改善対策**（適切な保守・点検を含む）及び**設備導入・更新**が想定。メニュー化は運用改善対策を中心に実施

- ✓ **運用改善対策は設備導入・更新に比べコスト負担が少なく実施可能な対策**であり、既存の設備・機器等における運用の見直しの余地の確認が重要（エネルギー消費の把握・分析等が必要）
- ✓ 設備導入・更新等の実施前に運用改善対策に取り組み、エネルギー使用量自体の削減につながれば、設備導入・更新等に当たって**ダウンサイジング（最適化）**につながる可能性もあり、結果として**イニシャルコストの低減にも寄与**

省エネ・脱炭素化対策等のメニュー及び具体的な対策内容は主に**Webを通じて提供**することとし、**環境省や他の機関等が提供している様々な情報にアクセス可能**とする

→ 例えば環境省の「温室効果ガス排出削減等指針ウェブサイト」など

【参考】省エネ・温室効果ガス排出削減対策の例

省エネ・温室効果ガス排出削減に係る業務部門の運用改善対策（例）

熱源設備・熱搬送設備

- 冷温水出口温度・冷却水設定温度の適正化
- 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
- 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
- 熱源機のブロー量の適正化
- 燃焼設備の空気比の適正化
- 熱源機の運転圧力の適正化
- 熱源機の停止時間の電源遮断

空調設備・換気設備

- 空調設定温度・湿度の適正化
- ウォーミングアップ時の外気取入停止
- 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
- 使用されていない部屋の空調停止
- 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
- 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
- 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
- 夜間等の冷気取り入れ
- 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検

給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

- 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
- 給湯温度・循環水量の適正化
- 冬季以外の給湯供給期間の短縮

発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

- 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止

照明設備

- 照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯

昇降機設備

- 利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止

Ⅱ. 建築物に係る契約

令和6年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討及び実施
- ② ベンチマーク指標の算定及び公表
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

- ① 省エネ・脱炭素化に向けた契約類型間の連携
- ② データ計測・分析等の他の契約類型への活用

3. 学識経験者等による検討

① 省エネ・脱炭素化に向けた契約類型間の連携

建築物のライフサイクルにおいて各契約類型（設計、維持管理、改修）が効果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガス排出削減を目指す

- 建築物のライフサイクルにおいて、徹底的な省エネルギー対策を図るとともに、段階的に脱炭素化を目指すことが必要
- 省エネルギー対策の実効性をより高めるためには、企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくことが重要



建築物の設計段階又は改修段階において維持管理の運用段階における省エネ・脱炭素化に向けた**対策・取組等の連携の具体化・メニュー化**の検討

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける**発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化**（維持管理におけるメニュー化と連携）
- ✓ Web等を活用したメニュー等の情報提供の実施

② データ計測・分析等の他の契約類型への活用

データ計測・分析、評価指標等の活用について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 維持管理の運用段階における成果を評価するための指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要
- さらに、計測データの蓄積、契約類型間で引き継ぎ・積極的に活用するとともに、契約事業者間において実効性の高い引き継ぎを行うことも必要



データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方【1/2】

施設規模・運用管理体制に対応した**管理レベルの周知**及び適切な**データ計測・分析等の推奨**。データ計測・分析等については**専門家の積極的な活用を推奨**

- ✓ エネルギー管理レベルに対応したエネルギー又は温室効果ガスの管理指標・目標の設定による継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用方策の継続検討
- ✓ 運用段階の蓄積されたデータ計測・分析等を踏まえた**次期発注仕様等**の促進
- ✓ エコチューニング事業者等の**運用改善が可能と判断される事業者の選定**に向けた対応方策の提示（入札参加要件の設定等の周知）
- ✓ **データ計測・分析等に係る業務**と維持管理業務の**分離発注**の可能性の検討を推奨
- ✓ Web等を活用した具体的な事例等の提供

② データ計測・分析等の他の契約類型への活用

データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方【2/2】

建築物の維持管理の運用段階の**データ計測・分析結果等の他の契約類型**（設計段階又は**改修段階**）への展開及び活用

省エネ・脱炭素化に向けた**対策・取組等の連携の具体化及び情報提供**

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける**発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供**（維持管理における情報提供と連携）の実施
- ✓ 企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階を**データの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメント（フィードバックを含む）**していくため、対応するサービスや契約類型間の連携等の検討

Ⅱ. 建築物に係る契約

令和6年度の建築物に係る契約に関する検討事項等

1. 建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- ① 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討及び実施
- ② ベンチマーク指標の算定及び公表
- ③ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

2. 建築物に係る契約に関する契約類型間の連携

- ① 省エネ・脱炭素化に向けた契約類型間の連携
- ② データ計測・分析等の他の契約類型への活用

3. 学識経験者等による検討

学識経験者等による検討

前述のとおり、**令和6年度における建築物に係る契約**については、以下の内容に関して必要に応じ、**学識経験者等による具体的な検討が必要**

- 建築物の維持管理に係る契約の実施率の向上にも寄与する発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化の検討
- 建築物のライフサイクルにおける発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化の検討
- エネルギー消費量、温室効果ガス等のベンチマーク指標の検討



令和6年度においては、特にベンチマーク指標の算定に関して必要に応じ、**学識経験者等による検討・確認等**を実施することとしてはどうか

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約**
- IV. 令和6年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

Ⅲ. その他の環境配慮契約

令和6年度の検討事項等

■ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する検討

- 現行の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において総合評価落札方式の「燃費基準値」として使用しているグリーン購入法の自動車に係る判断の基準が「エコカー減税」に整合した改定が令和5年度に引き続き想定される
- 具体的には令和6年度においてもハイブリッド自動車を含むガソリン車、ディーゼル車等の減税対象となる燃費基準値が段階的に引き上げられる予定※
※ **25%軽減措置**の場合は2024年1月～25年4月末まで**70%達成レベル**（本年度見直し済み）、2025年5月～26年4月末まで**80%達成レベル**（見直し予定）。併せて重量車に係る判断の基準の見直しも想定されている

■ 産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討

- 国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結実績等の把握及び整理



- 自動車の購入等に係る契約については、グリーン購入法に係る判断の基準（燃費基準値）の改定を踏まえ、**自動車の購入及び賃貸借に係る契約**における取扱いを検討の上、**解説資料に反映**
- 産業廃棄物の処理に係る契約については、環境配慮契約の実施状況、各地域における事業者の参入状況、国及び独立行政法人等の意見等を踏まえ検討

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. その他の環境配慮契約
- IV. **令和6年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）**

IV. 令和6年度の基本方針等検討スケジュール（案）

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ○ 提案募集 | 5月上旬～6月上旬 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）</u> | <u>7月上旬</u> |
| ○ 電力専門委員会（3回程度開催予定） | 7月～10月 |
| ○ （仮）ベンチマーク指標等に関する懇談会 | 9月 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第2回）</u> | <u>10月中下旬</u> |
| ○ 各省事前協議 | 10月下旬～ |
| ○ パブリックコメント | 11月上旬～12月上旬 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第3回）</u> | <u>12月中下旬</u> |
| ○ 各省協議 | 12月下旬～ |
| ○ 基本方針閣議決定 | 2月上旬 |
| ○ 基本方針説明会 | 2月中旬～3月中旬 |

IV. 中期の基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和12年度(2030) までの予定	
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引き下げ及び運用の実施				<ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗等を踏まえ、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に向けた取組推進及び再エネ電力比率の強化 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 ● 専門委員会の設置検討 	
		環境配慮契約未実施機関の公表（令和2年度実績分から開始）、フォローアップ調査の実施					
	排出係数しきい値の引き下げ検討	2030年▲46%、エネルギーミックスと統合的な排出係数しきい値の引き下げ方向性の検討		強化された排出係数しきい値による運用 排出係数しきい値の引き下げに関する検討			
	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討		新たな加点項目の見直しの検討	加点項目の見直しの反映、実施 加点項目の見直しの必要性の検討			
	再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			再エネ電力の調達の実施 再エネ電力比率の引き上げに関する検討			
			総合評価落札方式の導入可能性に係る検討	導入条件、評価方式・項目等に係る検討			
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
建築物に係る契約 (設計、維持管理及び改修)	契約実績調査・分析等		環境配慮契約の更なる実施に向けた検討	維持管理に係る契約の実施率向上の方策の検討 ベンチマーク指標の作成に係る検討及び公表		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る契約の効果的な連携に関する検討 ● 省エネ・脱炭素対策の検討 ● ベンチマーク指標の作成等 ● 専門委員会の設置検討 	
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		対策相互の連携の具体化・メニュー化等の検討			
		専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
自動車の購入及び賃貸に係る契約	次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の見直し	エコカー減税の動向を踏まえた検討	エコカー減税の見直し、2030年度燃費基準、電動化の市場動向等を踏まえ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
					専門委員会設置検討		
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約	関係法令等の見直しに伴う対応検討	検討結果の基本方針等への反映、実施	他の制度・基準や市場動向により必要に応じ検討			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
		プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)			専門委員会設置検討		

凡例：



※ 各年度における専門委員会の開催の可否及び検討内容等については基本方針検討会において決定